

台風第 19 号における災害対応検証について  
(中間取りまとめ)

令和 2 年 5 月

いわき市台風第 19 号における  
災害対応検証委員会

## 目 次

はじめに	P 1
1 検証委員会	
(1) 委員	P 2
(2) 検証内容及び日程	P 2
2 検証内容	
(1) 情報伝達のあり方について	P 3～P 5
ア 伝達内容	
イ 伝達手段	
(2) 避難所開設・運営のあり方について	P 5～P 7
ア 避難所開設	
イ 避難所運営	
(3) 避難行動のあり方について	P 8～P12
ア 避難のあり方	
イ 要支援者への避難支援	
ウ 平時からの住民に対する周知	
3 資料	P13～P29

## はじめに

令和元年10月12日から13日にかけて本市を直撃した、大型で非常に強い勢力であった台風第19号により、本市では初めてとなる大雨特別警報が発表され、特に三和地区においては、2日間の総雨量が448mmを超えるなど、暴風を伴う記録的な大雨となった。

この豪雨により、夏井川などの河川の決壊等が発生し、9名の尊い命が失われるとともに、平の平窪地区、赤井地区をはじめ、小川地区、好間地区など、広範囲にわたって床上浸水や土砂災害等に伴う住家被害が多数発生したほか、基幹浄水場である平浄水場の被災に伴う断水により、多くの市民の暮らしや企業活動等にも支障を来し、市内各所において甚大な被害が生じた。

いわき市台風第19号における災害対応検証委員会では、市地域防災計画等に基づき、市が行った発災直前から発災後の初動対応期における災害対応が十分に機能したかについて検証するとともに、課題等を明らかにし、その結果を今後の防災対策に反映させるため、現在も継続して議論を進めているところである。

今回、これまでの会議結果を踏まえ、中間的な取りまとめを行うものであり、今後も引き続き会議を開催しながら、8月には最終報告を行う予定である。

なお、いわき市においては、出水期を迎えるにあたり、早急に取り組むべきものを整理し、対策を講じることを求める。

令和2年5月

いわき市台風第19号における災害対応検証委員会  
委員長 福迫 昌之

## 1 検証委員会

### (1) 委員（市内大学や関係機関、地域の団体等から構成）

氏名	所属	役職
福迫 昌之 【委員長】	東日本国際大学	副学長、 経済経営学部長
杉安 和也 【副委員長】	東北大学災害科学国際研究所	助教
金成 克哉 【副委員長】	いわき市行政嘱託員(区長)連合協議会	会長
鎌田真理子	医療創生大学	教授
丹野 淳	福島工業高等専門学校	助教
鹿野 義明	福島地方気象台	防災管理官
篠原 清美	いわき市民生児童委員協議会	会長
佐藤 将文	下平窪自主防災会	会長

### (2) 検証内容及び日程

委員会	月日	内容
第1回	令和元年12月24日	・台風第19号等に伴う市の対応等 ・検証内容及び日程
第2回	令和2年2月12日	・情報伝達のあり方
	令和2年2月28日	・被災者アンケート実施
第3回	令和2年4月30日	・要支援者への支援、避難のあり方 ・避難所開設のあり方
	令和2年5月	【中間取りまとめ】
第4回	令和2年 6月～8月	・災対本部における対応の検証
第5回		・自助、共助、公助の役割
第6回		・今後の対策
	令和2年8月下旬	【最終報告】

## 2 検証内容

### (1) 情報伝達のあり方について

#### 検証項目

- ア 伝達内容
- イ 伝達手段

#### 対応状況

##### ア 伝達内容

水防計画書及び地域防災計画に基づき、避難等の伝達内容を作成したが、エリアメール（緊急速報メール）については、文字数制限（200字）があるため、字名などの詳しい掲載ができず、水位観測所がある場所を「流域」単位で表現していた。

また、防災メールについても、一部を除き、エリアメールと同様の内容で配信した。

##### イ 伝達手段

防災情報等を迅速かつ的確に市民へ周知するため、次のような手段を活用して情報伝達を行った。

- ・緊急速報メールの送信
- ・いわき市防災メールの送信
- ・災害情報共有システム（Lアラート）によるTVの文字放送
- ・市ホームページへの掲載
- ・SNS（フェイスブック・ツイッター）による広報
- ・いわき市民コミュニティ放送（FMいわき）による防災メール内容の即時放送
- ・消防署、消防団による広報活動
- ・自主防災組織（地区・自治会）の会長への防災メールによる情報伝達

【課題及び課題解決の方向性】

項目	課題	課題解決の方向性
ア 伝 達 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の災害では、市はきめ細かく情報発信したが、内容がわかりにくく、高齢者等の情報弱者目線ではなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ エリアメールについては、わかりやすい表現に改善するとともに、どの情報が最新情報か、居住地区の情報がどれか、把握しやすいよう、別途、情報のまとめページを設ける等の工夫が必要である。(実施済)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観測対象河川を複数有し、広域合併自治体であることから、複数の地区の警報がエリアメール等で何通も届き、最新の避難情報・個々の市民が必要とする自宅周辺の情報把握しづらかった。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エリアメールの内容に、今回被災した地域名が記載されておらず、危機感が伝わってこなかった。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風雨の騒音により、消防車両等による伝達内容が伝わりにくかった。</li> </ul>	
イ 伝 達 手 段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災ラジオは、現在、地域の自主防災組織代表者や民生児童委員に配布しているが、今後は、対象者を拡充すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 情報弱者に対する情報伝達手段として、防災ラジオの貸与対象者の拡大に取り組む必要がある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線は、東日本大震災以降に沿岸部に整備されたが、ハザードマップの浸水範囲内には整備されていない。水害が起きそうなところには、防災行政無線の整備を検討していく必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 防災行政無線については、1基あたりの設置費用が高額であり、仮に浸水範囲内の地区の全世帯に聞こえるようにするには、多くの場所に設置する必要があるなど、莫大な費用や時間がかかることから、設置については、浸水地域内の公民館や避難所等を中心に検討するとともに、消防団詰所に設置している消防サイレンを有効に活用することとし、避難訓練等を通して、住民にサイレンの吹鳴の意味を周知する。</li> </ul>

【課題及び課題解決の方向性】

項目	課題	課題解決の方向性
イ 伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や携帯電話を持たない情報弱者にも確実に災害情報を伝える方策を考えるべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ FMいわきの割り込み放送を実施する。(実施済)</li> <li>▶ 固定電話を活用した一斉電話サービスについて、他市の導入事例を調査・研究する。</li> <li>▶ 携帯電話は市民の身近なツールであり、屋内外にかかわらず、どこでも情報入手が容易であることから、多くの市民に対し、防災メールの登録促進を図る。</li> </ul>

(2) 避難所開設・運営のあり方について

検証項目

- ア 避難所開設
- イ 避難所運営

対応状況

ア 避難所開設

市民の安全性を考慮し、常設避難所 45カ所のうち、浸水想定区域内の避難所などを除いた 36カ所を 10月12日午前10時に開設した。その後、状況に応じて順次増設(延べ 60カ所)したが、一部の避難所では、避難者が集中したことにより、受け入れを停止した。

イ 避難所運営

他自治体の応援職員も含め、多くの職員が避難所業務に従事し、食事や入浴機会の提供、暖房や感染症対策等、避難者の生活支援を図りながら、翌年1月26日まで運営を行った。

【課題及び課題解決の方向性】

項目	課題	課題解決の方向性
ア 避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の避難所に避難者が集中し、受け入れが困難となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難所の収容人数や駐車台数等の基本情報は、平時から市のホームページ等で情報を提供し、自分で避難所を選択できるようにする。</li> <li>▶ 災害時における避難所の受け入れ状況について、市ホームページや市防災メール等を通して、市民に周知し、避難所の分散化を図る。</li> <li>▶ 分散避難を促進させるため、初期段階から避難所の開設数を増やす。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域内の住民については、自宅から離れた場所の避難所に行く必要があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難所は、地域の特性にあわせて開設すべきであり、浸水地域においては、早期避難が必要となることを周知しつつ、高台にある公共施設や民間施設、地域外の施設利用等も含めて検討を行う。また、浸水地域において、校舎等の活用により垂直避難等が可能となる施設については、区域内においても避難場所として位置付ける。なお、体育館が避難所となっている場合において、必要に応じて体育館だけでなく、洋式トイレや保健室のある校舎を利用する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水害の場合、垂直避難の必要性があることから、必要に応じて体育館だけでなく、洋式トイレや保健室のある校舎の利用も検討すべきではないか。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所について非公表としたことから、避難所への避難をためらうケースが見受けられた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 開設する福祉避難所を事前に公表する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの感染が増加している状況下において、感染症対策を講じた開設のあり方について検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難所の開設・運営にあたり、手指消毒液等の衛生用品の設置をはじめ、スペースの確保、パーテーションの設置、避難所内の換気など、3密を防止するための新型コロナウイルス感染症対策を講じる。</li> <li>▶ 避難所の開設数を増やす。</li> </ul>



【課題及び課題解決の方向性】

項目	課題	課題解決の方向性
イ 避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時には、既存トイレの機能が喪失する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所のトイレは、災害用トイレの有効活用や仮設トイレの設置、さらにはトイレトレーラーなどの移動設置型トイレの導入に取り組むほか、洋式トイレの整備に取り組む必要がある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の避難所においては、トイレの電気がつかない、雨漏りがする、冷暖房設備・スロープ・階段手すりがないなど、設備面で不具合等があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設備面のチェックを行うとともに、可能な限り、高齢者などの要配慮者に配慮した施設の計画的な環境整備を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所業務の経験のない職員が多く、職員間のスキルの継承が行われていないのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営にあたる職員を増員するとともに、スキルを持つ職員については、平時から研修会や市防災訓練等の機会を通して養成し、災害時には、避難所業務に配置する体制とする。</li> <li>市では、自主防災組織、消防団等を対象に、防災士養成講座を開催しているが、防災士養成のさらなる充実・強化を図るため、市職員をはじめとして、受講対象者を拡大すべきである。</li> <li>避難所運営に関わった職員・ボランティア団体等の意見を踏まえて、避難所運営マニュアル等の見直しを行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営に必要となる、車の誘導、福祉スペースや簡易式トイレの設置、本部との連絡、健康や栄養管理、ペット連れなどの対応ができる職員を配置する必要がある。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策も含め、避難所内の衛生状態を良好に保つ必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスによる影響で、避難所への避難を躊躇する避難者も多数想定されることから、避難所に駐車した車内で一時的に退避可能なことや、避難場所における自動車避難についても、市民に周知を図っていく必要がある。</li> </ul>

### (3) 避難行動のあり方について

#### 検証項目

- ア 避難のあり方
- イ 要支援者への避難支援
- ウ 平時からの住民に対する周知

#### 対応状況

##### ア 避難のあり方

台風接近前の10月11日に、早めの避難を促すため、市ホームページや防災メール等により、避難所開設(12日10時開設予定)及び注意喚起について周知した。また、翌12日には、気象情報・河川の水位状況に基づき、避難準備・高齢者等避難開始情報をはじめ、河川氾濫、土砂災害に関する避難勧告、避難指示を発令した。

##### イ 要支援者への避難支援

災害時に自力で避難することが困難な要介護者や障がいのある方等については、「避難行動要支援者名簿」を作成し、平時より、自主防災組織、行政区、消防団、民生児童委員、警察機関等の関係者に対して名簿を提供し、避難が必要な時に孤立することを防ぐため、普段から地域の中で声掛けや見守り活動のほか、地区の防災訓練への参加など、災害時に円滑な避難誘導が行えるよう活用している。また、要支援者名簿は、年4回更新し、避難支援等関係者への情報提供については、年2回行っている。

##### ウ 平時からの住民に対する周知

平時からの備えとして、ハザードマップの配布を行っているほか、出前講座などにより、防災に対する基礎的な知識の醸成を図っている。

- ・ハザードマップの配布
- ・市総合防災訓練での周知
- ・市ホームページへの掲載
- ・市広報紙への掲載
- ・防災講話や出前講座での周知
- ・防災士の養成
- ・地区防災計画の作成支援
- ・自主防災会等が行う防災訓練時に周知
- ・NTT防災タウンページへの掲載

【課題及び課題解決の方向性】

項目	課 題	課題解決の方向性
ア 避難のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 自動車による避難が多く、避難所内の駐車場に不足が生じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難の分散化を図るため、長期的な滞在を目的とする「避難所」の他に、一時的に避難する避難場所(車への避難など)を併用した避難所開設に取り組む必要がある。</li> <li>▶ 自動車避難のあり方について、基本的な考え(高台や浸水想定区域外への避難の促進)を作成し、市民に周知する。</li> <li>▶ 市が開設する最寄りの避難所だけでなく、その避難所が使用できない場合を想定して別の避難所をあらかじめ検討したり、浸水想定区域外の親戚、知人宅へ避難することも避難方法のひとつであることを周知する。</li> <li>▶ 避難所の収容人数や駐車台数等の基本情報は、平時から市のホームページ等で情報を提供し、自分で避難所を選択できるようにする。(再掲)</li> <li>▶ 災害時における避難所の受け入れ状況について、市ホームページや市防災メール等を通して、市民に周知し、避難所の分散化を図る。(再掲)</li> </ul>

【課題及び課題解決の方向性】

項目	課題	課題解決の方向性
ア 避難のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の中には、災害時にどのように行動すべきか知らない方がまだ多数いるのではないかと思われる。</li> <li>・ 被災された方の多くは、「自分の地域が洪水等の被害に遭う」、あるいは、「自分が避難所に行く」とは考えておらず、平時からの災害に対する危機意識の醸成が必要である。</li> <li>・ ハザードマップが十分に浸透していないため、自分の地域の特性を把握していない住民が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害を防ぐには、行政だけの対応では不十分であり、地域住民の意識を変えることが重要であることから、地域の自主防災組織等と協力し、地区防災計画や地区ハザードマップの策定を積極的に働きかけていく。</li> <li>▶ 防災マップや河川洪水ハザードマップに加え、市民が災害時に取るべき行動を取りまとめたマイタイムラインやチラシ等を作成し、避難のあり方を含め、防災に関する意識の高揚と理解の促進に努める。</li> <li>▶ 災害時における防災活動について、企業側へ協力を要請する。</li> <li>▶ 大雨による災害を想定した、避難行動要支援者も含めた住民参加型の実践的な避難訓練を、台風が本格化する前に実施する。</li> </ul>
イ 要支援者への避難支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名簿登載情報の提供に係る同意率が低く、また、同意取得済であっても、避難支援者が確保できない方もいることから、地域関係者への情報提供が進まない状況となっている。</li> <li>・ 要支援者の同意を得られない人の中には、他人に遠慮し、避難所に行くことを躊躇する人もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 高齢者には、ケアマネージャー等の事業者が一定割合関わっていることから、避難行動要支援者の同意取得に向けた協力依頼を行い、災害から身を守る意識を高めてもらう。</li> <li>▶ 名簿登載情報の提供に係る同意取得に向け、民生児童委員や地域包括支援センター・地区保健福祉センター職員が訪問を実施する。</li> <li>▶ 浸水想定区域等における福祉施設などの要配慮者利用施設については、水防法等に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を通して、十分な防災教育の実施に努める。</li> </ul>

【課題及び課題解決の方向性】

項目	課 題	課題解決の方向性
ウ 平時からの住民に対する周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の受け取り側である住民の災害に対する意識を改善していかなければ、避難行動には結びつかない。そのためにも、平時から、ハザードマップ等の周知を通して、災害に対する意識の醸成が重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 主要な場所の電柱等に、令和元年台風第19号の浸水表示をすることで、防災に対する意識の高揚を図る。</li> <li>▶ 住民の災害に対する意識を改善する方策のひとつとして、台風シーズン前や災害が起きた10月12日に、防災メール等を活用して、改めて地域の災害リスクについて周知を図る。</li> <li>▶ 携帯電話は市民の身近なツールであり、屋内外にかかわらず、どこでも情報入手が容易であることから、多くの市民に対し、防災メールの登録促進を図る。(再掲)</li> <li>▶ 避難所の収容人数や駐車台数等の基本情報は、平時から市のホームページ等で情報を提供し、自分で避難所を選択できるようにする。(再掲)</li> <li>▶ 自動車避難のあり方について、基本的な考え(高台や浸水想定区域外への避難の促進)を作成し、市民に周知する。(再掲)</li> <li>▶ 市が開設する最寄りの避難所だけでなく、その避難所が使用できない場合を想定して別の避難所をあらかじめ検討したり、浸水想定区域外の親戚、知人宅へ避難することも避難方法のひとつであることを周知する。(再掲)</li> <li>▶ 災害を防ぐには、行政だけの対応では不十分であり、地域住民の意識を変えることが重要であることから、地域の自主防災組織等と協力し、地区防災計画や地区ハザードマップの策定を積極的に働きかけていく。(再掲)</li> </ul>

【課題及び課題解決の方向性】

項目	課題	課題解決の方向性
ウ 平時からの住民に対する周知		<p>▶ 防災マップや河川洪水ハザードマップに加え、市民が災害時に取りべき行動を取りまとめたマイタイムラインやチラシ等を作成し、避難のあり方を含め、防災に関する意識の高揚と理解の促進に努める。(再掲)</p>

# 資 料

【避難情報・気象情報の配信一覧】

10月11日(金)

発生時刻	避難情報	概要
17:54		【お知らせ】台風第19号の接近について
22:11		強風注意報(発表)、波浪注意報(継続)

10月12日(土)

発生時刻	避難情報	概要
8:19		暴風警報(発表)、波浪警報(発表)
10:00	(警戒レベル3) 避難準備・高齢者等 避難開始	土砂災害、河川氾濫 【対象:市全域】
14:09		大雨警報発表
15:10	(警戒レベル4) 避難勧告	土砂災害 【対象:市全域】
15:16		洪水警報発表
15:20	(警戒レベル4) 避難勧告	新川・好間川・矢田川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
15:30		(警戒レベル4相当情報)土砂災害警戒情報発表 【対象:市全域】
16:20	(警戒レベル4) 避難勧告	仁井田川(横川流域)、大久川(大久川流域・小久川流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
18:10		高潮警報(発表)
19:10	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	新川(平地区)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
19:30	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	好間川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
19:40	(警戒レベル4) 避難勧告	藤原川(下船尾流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
19:50		(警戒レベル5相当情報)大雨特別警報発表 ※警報レベル5相当
19:50	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	大久川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
20:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	鮫川(遠野町滝地区)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
20:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	宮川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
20:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	新川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】



10月12日(土)

発生時刻	避難情報	概要
20:30	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	鮫川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
20:30	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	夏井川(小川流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
20:50	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	仁井田川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
21:30	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	仁井田川(横川流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
21:40	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	夏井川(鎌田流域、中神谷流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
21:50	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	仁井田川(戸田流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
22:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	土砂災害 【対象:市全域】
22:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	藤原川(下船尾流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
22:30	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	蛭田川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
22:50	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	釜戸川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
23:10		高柴ダム放水開始:鮫川水系
23:20	(警戒レベル5) 災害発生情報	新川、夏井川にて氾濫発生 【対象:(新川)内郷内町字蛭内地内、内郷御厩町川向、谷川瀬一丁目、平字三崎、字愛谷町三丁目(夏井川)小川町高萩地内、及び「付近にお住まいの方】
23:40	(警戒レベル5) 災害発生情報	新川にて氾濫発生 【追加対象:平字作町三丁目】

10月13日(日)

発生時刻	避難情報	概要
0:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	林城ポンプ場を起点とする浸水発生 【対象:林城字柳町、字西町、字下高田、住吉字道下、字長沼、字花木内、字八合、字飯塚】
0:00	(警戒レベル5) 災害発生情報	新川にて氾濫発生 【追加対象:内郷御台境町自在町】
0:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	島ポンプ場を起点とする浸水発生 【対象:島字入海、字後田、字榎内、字鮑尻、字犬吠、字前屋、字島、字駄古田、字高田町、字渡地、字畑下、字西屋、字館下】
0:30	(警戒レベル5) 災害発生情報	夏井川にて氾濫のおそれ 【対象:好間町川中子字落合地内、及び「付近にお住まいの方」】
0:50	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	林城ポンプ場を起点とする浸水発生 【追加対象:住吉字長泥】
4:00		大雨特別警報(解除)
8:08		暴風警報(解除)
14:20		土砂災害警戒情報(解除)
14:57		大雨警報(解除)
16:00		市内に発令していた避難勧告及び避難指示(緊急)を解除(河川)
22:16		波浪警報(解除)

10月14日(月)

発生時刻	避難情報	概要
14:05		洪水警報(解除)
14:05		市内に発令していた避難指示(緊急)を解除(土砂)

避難情報発令件数(10月12日～13日) ※避難情報解除は除く

発令区分	件数	備考
1 避難準備・高齢者等避難開始	1件	河川・土砂災害共通
2 避難勧告	4件	
内訳	河川災害	3件 新川、好間川、矢田川、仁井田川、大久川、藤原川
	土砂災害	1件 市内全域
3 避難指示	19件	
内訳	河川災害	15件 新川、好間川、大久川、鮫川、宮川、夏井川、仁井田川、藤原川、蛭田川、釜戸川
	土砂災害	1件 市内全域
	ポンプ場	3件 林城ポンプ場、島ポンプ場
4 災害発生情報(河川のみ)	4件	新川、夏井川

【避難勧告等のエリアメール一覧（河川）新川（平地区関係）】

10月12日

発令時刻	対象災害・ 対象河川	配信日時	件名	本文
10:00	全河川 土砂	10:01	避難準備・高齢者等避難開始発令	いわき市からお知らせします。台風19号の接近により、10月12日10時00分、いわき市全域に、避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）を発令しました。高齢者等避難に時間のかかる方は、テレビのデータ放送・いわき市ホームページ等で開設されている避難所を確認し、早めに避難を開始してください。なお、避難の際は、必要に応じ常用薬や1日分の食料（アレルギー食を含む）を各自準備願います。
15:20	新川・好間川・矢田川	15:21	警戒レベル4：避難勧告発令	いわき市からお知らせします。新川・好間川・矢田川が今夜中に氾濫のおそれのある水位に到達することが予想されるため、15時20分に、警戒レベル4：避難勧告を発令しました。対象河川沿線にお住まいの方は、避難所など安全な場所に避難してください。
17:40	新川(平地区)	(17:40)	(避難準備・高齢者等避難開始)	【17:40にはん濫注意水位を越え、避難判断水位に到達することが予見されたが、台風接近に伴い10:00に全河川に対し避難準備・高齢者等避難開始を発令していたことから、再度の情報発信は無し】
18:40	新川(平地区)	(18:40)	避難勧告	【18:40に避難判断水位に到達したが、既に避難勧告を発令していたことから、再度の情報発信は無し】
19:10	新川(平地区)	19:20	避難指示（緊急）発令：新川	いわき市からお知らせします。新川（平地区）がはん濫危険水位に到達するおそれがあることから9月12日19時10分、新川に避難指示（緊急）（警戒レベル4）を発令しました。新川沿線にお住まいの方は、避難所など安全な場所に避難してください。すでに冠水しているなど危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。なお、避難される方は、必要な水や軽食などをご用意願います。
23:20	新川（内郷内町字蛭内、内郷御厩町字川向、谷川瀬一丁目、平字三崎、字愛谷町三丁目）夏井川（小川町高萩地内）	23:28	災害発生情報発令（新川ほか）	いわき市からお知らせします。新川（内郷内町字蛭内、内郷御厩町字川向、谷川瀬一丁目、平字三崎、字愛谷町三丁目）夏井川（小川町高萩地内）において河川はん濫が発生したことから10月12日23時20分、警戒レベル5：災害発生情報を発令しました。付近にお住まいの方は周囲の状況を確認し、避難所など安全な場所に避難するか、建物の2階以上などなるべく高いところへ避難願います。
23:40	新川（平字作町三丁目）	23:48	災害発生情報発令（新川追加）	いわき市からお知らせします。新川（平字作町三丁目）において河川はん濫が発生したことから10月12日23時40分、災害発生情報（警戒レベル5）を発令しました。付近にお住まいの方は周囲の状況を確認し、避難所など安全な場所に避難するか、建物の2階以上などなるべく高いところへ避難願います。

※防災メールについても一部を除き、同様の内容で配信

【避難勧告等のエリアメール一覧（河川）夏井川（平窪地区関係）】

10月12日～13日

発令時刻	対象災害・ 対象河川	配信日時	件名	本文
10:00	全河川 土砂	10:01	避難準備・高齢者等避難開始発令	いわき市からお知らせします。台風19号の接近により、10月12日10時00分、いわき市全域に、避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）を発令しました。高齢者等避難に時間のかかる方は、テレビのデータ放送・いわき市ホームページ等で開設されている避難所を確認し、早めに避難を開始してください。なお、避難の際は、必要に応じ常用薬や1日分の食料（アレルギー食を含む）を各自準備願います。
19:20	夏井川（鎌田流域）	(19:20)	(避難準備・高齢者等避難開始)	19:20にはん濫注意水位を越え、避難判断水位に到達することが予見されたが、台風接近に伴い10:00に全河川に対し避難準備・高齢者等避難開始を発令してたことから、再度の情報発信は無し
21:00	夏井川（鎌田流域）	(21:00)	(避難勧告)	避難判断水位に到達したが、水位の上昇スピード等を勘案して、はん濫危険水位に到達することが予見されたため、避難勧告を発令せず、避難指示（緊急）の準備
21:40	夏井川（鎌田流域・中神谷流域）	21:42	避難指示（緊急）発令：夏井川	いわき市からお知らせします。夏井川（鎌田流域・中神谷流域）においてははん濫危険水位に到達するおそれがあることから10月12日21時40分、警戒レベル4：避難指示（緊急）を発令しました。沿線にお住まいの方は、避難所など安全な場所に避難してください。すでに冠水しているなど危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。なお、避難される方は、必要な水や軽食などをご用意願います。
0:30	夏井川（好間町川中子字落合地内）	0:44	災害発生情報発令（夏井川）	いわき市からお知らせします。夏井川（好間町川中子字落合地内）において河川はん濫が発生するおそれがあることから10月13日0時30分、災害発生情報（警戒レベル5）を発令しました。付近にお住まいの方は周囲の状況を確認し、避難所など安全な場所に避難するか、建物の2階以上などなるべく高いところへ避難願います。

※防災メールについても一部を除き、同様の内容で配信

【避難勧告等のエリアメール一覧（土砂）】

10月12日

発令時刻	対象災害・ 対象河川	配信日時	件名	本文
10:00	全河川 土砂	10:01	避難準備・高齢者等避難開始発令	いわき市からお知らせします。台風19号の接近により、10月12日10時00分、いわき市全域に、避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）を発令しました。高齢者等避難に時間のかかる方は、テレビのデータ放送・いわき市ホームページ等で開設されている避難所を確認し、早めに避難を開始してください。なお、避難の際は、必要に応じ常用薬や1日分の食料（アレルギー食を含む）を各自準備願います。
15:10	土砂	15:12	警戒レベル4： 避難勧告発令	いわき市からお知らせします。台風の接近に伴い、土砂災害の危険が高まっていることから、15時10分、市内全域に警戒レベル4：避難勧告を発令しました。崖や急傾斜地の近くにお住まいの方は、速やかに避難所など安全な場所に避難して下さい。崖等の近くにお住まいで、外が危険で避難が難しい場合等は、できるだけ遠い2階以上の場所に移動するなど、命を守る行動をとってください。
22:00	土砂	22:09	避難指示（緊急）発令	いわき市からお知らせします。土砂災害の危険が高まっていることから、22時00分、いわき市全域に避難指示（緊急）（警戒レベル4）を発令しました。崖や急傾斜地の近くにお住まいの方は、直ちに避難して下さい。避難所は市ホームページを確認して下さい。避難中の方はすぐに避難を完了して下さい。外が危険で避難が難しい場合等は、崖からできるだけ遠い2階以上の場所に移動するなど、命を守る行動をとって下さい。

※防災メールについても一部を除き、同様の内容で配信

【消防署避難広報・救助活動状況（時系列）】

日付	時間	赤井地区	平幕ノ内地区	平窪地区	遠野地区	内郷地区	好間地区	小川地区
10/12	10							
	11							
	12							
	13							広報車両 1台 消防職員 1人
	14							
	15							
	16				広報車両 2台 消防職員 6人			
	17		広報車両 延べ 3台 消防職員 延べ 8人				広報車両 延べ 4台 消防職員 延べ 12人	広報車両 1台 消防職員 3人
	18			広報車両 1台 消防職員 2人		広報車両 延べ 4台 消防職員 延べ 12人	広報車両 延べ 4台 消防職員 延べ 12人	
	19					広報車両 延べ 4台 消防職員 延べ 12人	<救助活動> 消防車両 1台 消防職員 3人	
	20							
	21							
22							広報車両 1台 消防職員 3人	
23						<救助活動>	<救助活動>	
24						消防車両 延べ 25台 消防職員 延べ 91人	消防車両 延べ 7台 消防職員 延べ 27人	
10/13	1					<救助活動> 消防車両 3台 消防職員 9人		
	2							
	3							
	4		<救助活動>			<救助活動>		
	5		消防車両 延べ 15台 消防職員 延べ 52人			<救助活動> 消防車両 3台 消防職員 10人		
	6			<救助活動>				
	7			消防車両 延べ 32台 消防職員 延べ 120人				
	8	<救助活動>						
	9	消防車両 延べ 8台 消防職員 延べ 29人						
	10							
	11							
	12							
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

【消防団活動状況（時系列）】

地区名	赤井地区	平幕ノ内地区	平窪地区	遠野地区	内郷地区	好間地区	小川地区
支団	1	1	1	4	5	5	6
分団	3	4	4	4	1.2.3分団	4.5分団	7.8分団
班	1~4	1~2	3~5	全7班	全18班	全11班	全16班
10/12	10						
	11						
	12						
	13						
	14						
	15						
	16						
	17				広報(マイク) 延べ11台77人		
	18				(警鐘) 延べ10台63人		
	19				巡回警戒 延べ30台218人		
10/13	20						
	21	広報(マイク) 4台20人					
	22	巡回警戒 4台20人	広報(マイク) 2台11名	広報(マイク) 3台24人	土囊 延べ7台54人	広報(マイク) 延べ36台185人	
	23	応援36人		巡回警戒 1台6人	救助 延べ4台39人		広報(マイク) 延べ9台60人
	24			排水 1台6人	避難誘導 2台16人	巡回警戒 延べ15台81人	巡回警戒 延べ20台128人
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
10/14	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
	14	搜索活動 1台2人	搜索活動 1台4人	搜索活動 1台6人			
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							







【避難行動要支援者数内訳】 令和2年2月末現在

(単位：人)

区 分		避難行動 要支援者	同意取得状況		
			同意未取得者	同意取得者	同意率
1	要介護認定3～5を受けている者	4,773	4,002	771	16.20%
2	身体障害者手帳1～2級を所持する者	6,539	4,976	1,563	23.90%
3	知的障害者で療育手帳Aを所持する者	621	499	122	19.60%
4	精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者	183	169	14	7.70%
5	特定疾患医療受給者証を所持する者のうち医療処置を受けている者	56	47	9	16.10%
6	その他市長が必要と認める者 ※新要件1～5を満たさないが、旧要援護者制度時から申請していた者も含む	4,973	0	4,973	100.00%

<b>避難行動要支援者</b>					
※重複で要件満たす者もいることから、要件1～6の該当者の合計ではない		15,817	8,749	7,068	44.70%

【市水防計画書、市地域防災計画上の位置づけ（抜粋）】

1 情報伝達関係

**水防計画書**

第12章 避難

**第1節 避難所の設置及び避難勧告等**

水防本部長（市長）は、法第29条に規定する洪水、雨水出水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要区域の居住者等に対し、避難所へ避難するよう勧告又は指示（緊急）するものとする。

**第2節 ハザードマップの活用**

1 河川洪水ハザードマップ

市は、水防法第15条の規定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所の確保を図るために必要な事項について市民に周知させるよう、二級河川の浸水想定区域を記載した河川洪水ハザードマップを作成し、市民に公表・配布するものとする。また、河川の水位上昇等に伴う避難勧告等の発令に際しては、河川洪水ハザードマップに記載されている浸水想定区域、避難所等を確認し、避難対象世帯の把握や水防団の迅速な広報活動等に活用するものとする。

2 浸水（内水）ハザードマップ

市は、既往最大降雨による浸水想定区域を記載した浸水（内水）ハザードマップの作成をし、浸水被害については、短時間の局所的な大雨で発生するケースが多く、突発的で適時的確な避難勧告等の発令が困難である場合は、市民自らが早めの避難や2階以上に移動するなど、自助・共助による自発的な避難行動が図れるよう、ハザードマップの配布などの広報活動により市民に周知するものとする。

**第3節 避難勧告等の発令基準**

○河川はん濫における避難勧告等発令基準

区分	発令基準	判断基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	はん濫注意水位を超え、避難判断水位に到達することが予見される場合	雨量の状況や今後の気象情報等から、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。
避難勧告	避難判断水位に到達した場合	現場の水防団、河川管理者、气象台等からの情報により、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。
	堤防の決壊及び決壊につながるような漏水の発見、又は通報があった場合	水防本部は、近隣の水防活動中の水防団に現状を確認させ、河川管理者と状況確認を行い、その情報を基に、水防本部と地区水防部と連携し、総合的に判断する。
避難指示 (緊急)	避難判断水位を超え、はん濫危険水位に到達することが予見される場合	現場の水防団、河川管理者、气象台等からの情報により、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。

## 第5節 避難勧告等の伝達方法

### 2 避難勧告等の伝達手段

次のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

#### <住民等への伝達>

- 防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）
- いわき市防災メール
- 広報車・消防車両
- 自主防災組織（地区・自治会）の会長・・・FAX、電話
- 市ホームページへの掲載
- いわき市民コミュニティ放送（FMいわき）への依頼
- いわき市民コミュニティ放送（FMいわき）への防災行政無線又は緊急電話放送装置による緊急割込放送
- 緊急エリアメールの送信
- SNS（フェイスブック・ツイッター）による広報

## 地域防災計画(風水害対策編)

### 第3章 災害応急対策

#### 第10節 避難対策

##### 3 各主体の責務

##### (2) 市の役割

ア 市長は、避難情報の発令基準を明確化し、河川水位、降雨量等が予め設定した基準に達したとき、または危険と判断したときは、躊躇することなく避難情報（準備、勧告、指示）を発令する。

ウ 避難情報等については、防災行政無線、携帯メール（防災メール、緊急速報メール）、ホームページ、テレビ、ラジオ（FMいわきへの緊急割込み放送を含む。）、広報車など多様な手段を併用して一斉・迅速・確実に行う。危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。

## 2 避難の事前準備関係

## 地域防災計画(風水害対策編)

### 第2章 災害予防

#### 第7節 住民等の事前避難準備

##### 2 各主体の責務及び業務の内容

##### (1) 市民等に求められる役割

##### ① 市民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、以下の事項について平時から備えるよう努める。

- ア 地域の避難場所や避難所及び安全な避難経路を確認すること。
- イ 災害時における家族・社員等の連絡方法を決めておくこと。
- ウ 携帯用ラジオ等、緊急時の情報入手手段を用意すること。
- エ 避難に関する情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）・勧告）の意味を正しく理解しておくこと。
- オ 非常用持出品をまとめておくこと。
- カ ローリングストック法（食べながら更新する方法）の活用などにより、家族の7日分の食料及び3日分の飲料水（1人あたり1日3ℓを目安）を備蓄しておくこと。
- キ 企業等においても、従業員が帰宅できない状況等を想定し、1日分（3食分）以上の食料及び飲料水を備蓄すること。
- ク 平時から隣近所の住民とコミュニケーションを図り、災害時の協力体制を構築しておくこと。
- ケ 住宅内外の危険箇所を把握すること。
- コ ペットとの同行避難を行うため、平時からペット用の避難用品（えさ、飲み水、トイレなど）を準備するとともに、避難所等における他の避難者への迷惑防止及びペットのストレス防止のため、必要なしつけを行う。
- サ 災害時に自力で避難行動をとることが困難な場合は、避難行動要支援者への登録を行う。

## (2) 地域の役割

### ① 地域住民

隣近所で協力して安全に避難できるよう、以下の事項について平時から備えるよう努める。

- ア 地域の危険箇所、避難場所、避難所及び安全な避難経路を事前に確認すること。
- イ 地域に居住する要配慮者を把握するとともに、平時からコミュニケーションを深め、災害時に協力して避難・誘導できる関係を築くこと。
- ウ 地元行政区または自主防災組織の活動に積極的に参加し、災害時に協力して避難所を運営できるよう、訓練を行うこと。

## (3) 要配慮者への対策

高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、市及び関係機関並びに民生委員や消防団、自主防災組織等の地域の団体は、特に次の事項に配慮する。

- ア 要配慮者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者、企業及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での生活面の支援
- オ 避難行動要支援者登録制度の周知

## 第8節 避難所事前対策

### 2 各主体の責務

#### (2) 市の役割

安全な避難場所及び避難所の指定と防災マップ等の配布による市民への周知を行う。

その上で、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、気象や河川水位等の情報の周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導體制のマニュアル化、要配慮者の避難支援計画の策定等を行う。

避難所については、災害時に迅速かつ円滑な開設が可能となるよう、あらかじめ開設に必要な資機材等を備蓄するとともに、施設管理者や地元行政区、自主防災組織等の協力のもと開設・運営体制の確立に努める。また、市民や観光客等に避難所等の場所を周知するため、避難所案内板等の整備を行う。さらに、社会福祉事業者等の協力を得ながら、要配慮者が避難・滞在可能となる福祉避難所を指定する。

## 3 避難所開設、避難所運営関係

### 地域防災計画

#### 第3章 災害応急対策

#### 第10節 避難対策

#### 11 避難所の開設

##### (1) 開設の担当者

ア 市は、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告・指示が発令された場合は、各避難所を巡回し、施設の安全確認を行うとともに、避難者、自主防災組織、各施設管理者等の協力のもと避難所を開設する。

##### (2) 福祉避難所の開設

市は、各避難所における要配慮者の状況や、あらかじめ福祉避難所として定めた公共施設及び社会福祉施設等の被災状況を把握し、開設する福祉避難所を決定する。

#### 12 避難所の運営

##### (1) 避難所運営委員会の設置

ア 市、施設管理者、行政区や自主防災組織等が主体となり避難所運営委員会を結成し、避難所内での活動場所の指定等の調整業務などを担当する。  
イ 男女双方の要望や意見を反映させるため、避難所運営委員会に女性を含めるよう配慮する。

##### (2) 運営の協力

避難者は、避難所運営委員会の活動に協力するなど、自立した避難所運営に努める。

##### (3) 運営の手順

避難所運営の手順は、「避難所運営マニュアル」によることとするが、おおよそ以下のとおりである。

- ア 避難者カード・個別支援調査表の配布
- イ 避難者名簿の作成、地区本部への報告
- ウ 要配慮者の把握（避難者カードと避難行動要支援者名簿との突合）
- エ 居住区域の割り振り
- オ 非常用食糧や毛布、日用品の請求、受取、配給
- カ 在宅の要配慮者の状況把握
- キ 避難所の運営状況の報告（毎日定時。その他適宜）
- ク 避難所運営記録の作成

## 第11節 避難対策

### 3 業務の内容

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難所運営委員会と協力して避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、健康障害を予防するなど被災者が健康な生活を送ることができるよう支援に努める。

##### ① 巡回健康相談・保健指導

市は、保健師等が避難所、被災地区を巡回し、健康相談を行う。

#### (2) 防疫対策

##### ① 防疫活動実施体制

市は、被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう職員の配置など体制を整備し、必要に応じて適切な措置を講じる。また、災害規模により市のみで対応ができない場合は、県に支援を要請する。

##### ② 感染症発生予防対策

市は、避難所、浸水地区など衛生状況の悪い地区を中心に感染症予防対策を実施する。

##### ③ 検病調査等

市は、感染症の早期発見やまん延防止のため検病調査を実施し、感染症の発生状況、患者の早期発見に努めるとともに、必要に応じて検便等の健康診断を行う。